

令和4年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）実施要領
（サービス管理責任者等基礎研修）

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。

2 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ1号）

3 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置される予定があり、国が定めるサービス管理責任者等研修（基礎研修）の受講要件を満たす者で、安定したインターネット環境におけるオンライン受講を可能とする者。

4 受講料

コース	受講課程	受講日数	受講料（税込）
S1コース	相談支援従事者初任者研修講義部分 +サービス管理責任者等研修（基礎研修）	5日間	39,600円
S2コース	サービス管理責任者等研修（基礎研修）	3日間	29,700円
S3コース	相談支援従事者初任者研修講義部分のみ	2日間	15,840円

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は、実務経験とサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間連続）を受講する必要があります。

5 定員

1,300名

6 受講要件（受講資格）

【サービス管理責任者研修（基礎研修）】

指定障害者福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。	
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可。）	1年

【児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）】

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。 （かつ、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が1年以上の者。）	
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可。）	1年

※「社会福祉主事任用資格等」、「国家資格等」による業務の枠組み等は、（別紙1）を参照のこと。

7 研修日程

コース		期間・日程	会場	
相談支援従事者初任者研修講義部分＋サービス管理責任者等研修（基礎研修）5日間 S1コース	相談支援従事者初任者研修講義部分のみ S3コース	Ⅰ 部分講義（相談支援従事者初任者研修「合同講義」部分） 【2日間分】の講義動画を視聴します。		
		（動画配信期間） 8月22日(月)から11月25日(金)まで	インターネット配信（オンデマンド） （受講決定後に視聴方法を案内します。）	
	サービス管理責任者等研修（基礎研修）3日間 S2コース	Ⅱ 全体講義 【2日間分】の講義動画を視聴します。		
		（動画配信期間） 8月22日(月)から11月25日(金)まで	インターネット配信（オンデマンド） （受講決定後に視聴方法を案内します。）	
		Ⅲ 演 習 次の日程ア～スのいずれか【1日間】をオンラインで受講します。		
		日程ア	9月21日(水)	インターネット上のオンライン会場 （受講決定後に参加方法を案内します。）
		日程イ	9月22日(木)	
		日程ウ	9月30日(金)	
		日程エ	10月11日(火)	
		日程オ	10月12日(水)	
		日程カ	10月20日(木)	
		日程キ	10月21日(金)	
		日程ク	11月1日(火)	
		日程ケ	11月2日(水)	
		日程コ	11月8日(火)	
日程サ	11月9日(水)			
日程シ	11月22日(火)			
日程ス	11月25日(金)			
（留意事項）				
・ サービス管理責任者等基礎研修修了の要件は、実務経験とサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了の他に相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）を受講する必要があります。				
・ 上記の期間・日程は、いずれも予定です。会場、定員、その他の情勢等の都合により、変更する場合がありますので、実際の受講にあたっては、「受講決定通知」に記載する日程及び会場を必ず確認してください。				
・ 演習の受講日程は、ご希望に添えない場合があります。				

8 標準カリキュラム（概要）

I 部分講義

科目	概要	時間数
1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）		
相談支援（障害児者支援）の目的	人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値の理解／利用者理解、利用者の自己選択、自己決定の重要性についての理解／障害児者の地域での生活の実情についての理解／相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことの理解	1.5 時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢についての理解／利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことについての理解	2.5 時間
相談支援に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、獲得すべき支援技術についての理解	1 時間
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）		
相談支援におけるケアマネジメント手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像についての理解	1.5 時間
相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることの理解／相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要についての理解／（自立支援）協議会の目的、仕組、機能についての理解	1.5 時間
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状並びにサービス提供プロセス及びその他関連する法律等	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容の理解／障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みについての理解／介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度に関する理解／障害者支援における権利擁護と虐待防止に関する法律の理解	1.5 時間
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性についての理解／サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割についての理解	1.5 時間

Ⅱ 全体講義

科目	概要	時間数
1. サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義（7. 5時間）		
サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等についての理解	1 時間
サービス提供のプロセス	サービス提供のプロセスにおける、PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義についての理解	1.5 時間
サービス等利用計画等と個別支援計画の関係	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係性、サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスの理解／個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることの認識／サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることの理解	1.5 時間
サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法についての理解／障害種別や障害福祉サービスなど各分野における異なる視点についての理解	2.5 時間
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を通じ、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用理解、及び作成手順の習得	1 時間

Ⅲ 演習

科目	概要	時間数
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習（8. 5時間）		
個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークを通じ、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえた個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等についての検討／支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画の作成	4.5 時間
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークを通じ、事業所で提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れた視点・目的・手法等の理解	3 時間
実践研修までのアクションプラン策定	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての目標設定	1 時間

9 受講申込

(1) 受付期間

5月2日(月)から5月27日(金)まで

(2) 申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関(団体、法人、事業所等)となります。

愛知県社会福祉協議会ホームページの専用から申し込み、必要書類を郵送してください(上記受付期間内必着)。

● ホームページ <http://www.aichi-fukushi.or.jp> にアクセスし、メニューの「研修のご案内」⇒「令和4年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)のご案内」⇒と進み、入力フォームへ必要事項を入力してください。

● 次の書類を上記期間内に必ず郵送してください。

コース	受講課程	提出書類	部数
S1コース (5日間)	相談支援従事者初任者研修講義部分 +サービス管理責任者等研修(基礎研修)	実務経験証明書 (※受講要件を満たすもの)	1部
S2コース (3日間)	サービス管理責任者等研修(基礎研修)	実務経験証明書 (※受講要件を満たすもの)	1部
		相談支援従事者初任者研修修了証の写し	1部
S3コース (2日間)	相談支援従事者初任者研修合同講義部分のみ	サービス管理責任者研修又は児童発達管理責任者研修修了証の写し	1部

※サービス管理責任者基礎研修並びに児童発達支援管理責任者基礎研修の両方を修了するためには、各々の実務経験証明書を提出する必要があります。

10 受講決定

(1) 決定方法

別紙2の受講者決定方法のとおり定める。

(2) 決定時期と決定通知方法

6月下旬を目途に、受講の可否を申込者(団体、法人、事業所等)あて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

11 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書(※)を交付します。

(1) 申し込んだコースの全日程を受講すること(安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムの全てを受講できること)。

(2) 定められた期限までに課題を提出すること。

(3) 受講態度が良好であること。遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。

※申込時に提出された「実務経験証明書(受講要件を満たすもの)」に基づく研修カリキュラムの修了証書のみ交付します。追加の交付はできません。

12 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告するとともに、受講者所属事業所を所管する愛知県内の市町村に提供します。

1 3 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前（漢字）、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるものにしてください。
- (2) 受講日程は、ご希望に添えない場合があります。また、できる限り多くの方に受講いただくため、受講決定後の日程変更はお控えください。事業所管理者におかれては、追って決定された日程にて確実に受講できるようご配慮願います。
- (3) 上記9の(1)の受付期間後の申込み、及び受講希望者の変更はできません。職員の配置等に関し、受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえでお申し込みください。
- (4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申し込みは受け付けません。
- (5) 相談支援従事者初任者研修講義部分を免除された者を除き全日程の受講が必要です。
- (6) 受講決定後、別に定める期限までに、受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消し、待機者（キャンセル待ち）の受講を繰り上げます。
- (7) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- (8) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした基礎研修であり、各事業所の「管理者」や「サービス管理責任者」としての、配置の適用を保障するものではありません。
- (9) 基礎研修の修了後に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事できる業務は、実務経験、配置要件によって異なります（別紙3）。詳細は、事業所所管の指定都市、中核市担当課、又は愛知県福祉部福祉局障害福祉課事業所指定グループ（別紙4）にご確認ください。
- (10) 本研修は、新型コロナウイルス感染症の感染予防策として、オンラインにより開催するものです。

1 4 その他

- (1) 受講の決定は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務や配置を証明するものではありません。
- (2) 荒天等による特別警戒警報、暴風警報が発令された場合であり、それを原因に安定したオンライン環境の確保が損なわれた場合は、原則として研修を中止します。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止・延期・縮小する場合があります。
- (3) 受講に際しては、安定したインターネット接続環境（有線、または高速無線）や、PC・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。
詳しくは、ZOOM システム要件 で検索してください。

1 5 提出書類の送付先・問合せ先

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター研修部

TEL (052) 212-5516 ・ FAX (052) 212-5518

(別紙1) 愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講に係る実務経験

(別紙2) 愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講者決定方法

(別紙3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置要件・研修受講要件

(別紙4) 愛知県指定権者一覧

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）
受講に係る実務経験

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験については、別表を参考に、各事業所においてご確認ください。

なお、この表はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な実務経験を示すものです。基礎研修受講にあたっては、表にある必要な実務経験年数より2年間前倒した年数から受講可能です。

配置にあたっては、別紙4の指定権者（愛知県、名古屋市、市町村）にご確認ください。

【共通注意事項】

1 定義

○ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことをいう。

○ 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務をいう。

○ 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

2 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

1 サービス管理責任者の実務経験

業 務 の 範 囲		業 務 内 容	実務経 験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む） ○ 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業 ○ 〔身体/知的〕障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設 ○ 児童相談所、保健所、市町村役場 イ 医療機関（病院・診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務（ア、ウ、エの業務）に従事した期間が１年以上である者 ウ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ○ 障害者雇用支援センター エ 特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者 ○ 特別支援学校、特別支援学級 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上
	② 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○ 特例子会社、重度障害者多数雇用企業 ク 盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村の補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター	8年以上
	③ 有資格者等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者 サ 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等による業務に３年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	5年以上
			3年以上

(注) ①と③コとの通算可

2 児童発達支援管理責任者の実務経験

業 務 の 範 囲		業 務 内 容	実務経 験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童・障害児（児童福祉法第四条第一項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む） ○ 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業 ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、〔身体/知的〕障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、<u>地域包括支援センター</u>、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設 ○ 保健所、市町村役場 イ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務（ア、ウ、エの業務）に従事した期間が1年以上である者 ウ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター エ 学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 ○ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） オ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者 カ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上 ※
	② 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	キ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、<u>老人福祉施設</u>、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、<u>老人居宅介護等事業</u> ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 ク 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○ 特例子会社、重度障害者多数雇用企業 ケ 学校に従事する者 ○ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） コ 児童福祉等に関する施設、事業に従事する者 ○ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ○ 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 サ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村の補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター	8年以上 ※
	③ 有資格者等	シ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 ス 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	5年以上 ※ 3年以上 ※

※ かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験（実務経験年数のうち下線の業務に従事した期間を通算して除外した期間）が3年以上

(注) ①と③シとの通算可

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）
受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、別紙1の受講要件を満たす者について、下記の選考基準に基づき優先順位をつけ、受講決定を行う。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

<選考基準>

基準Ⅰ：先に県内の事業所に配置の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

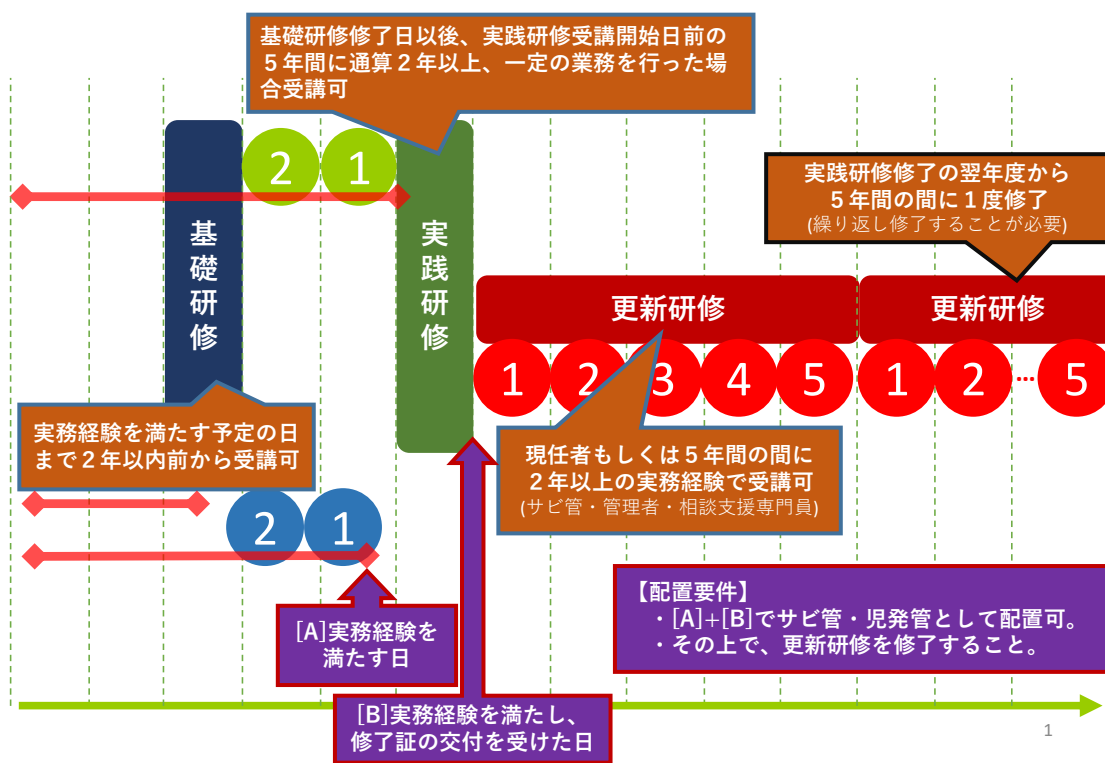
基準Ⅱ：法人からの受講申込を基本とし、配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① 既に1人目のサービス責任者又は児童発達支援管理責任者が配置されている事業所において、本年度又は翌年度に事業所定員数の変更又は人事異動等の事情により、2人目以降のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の人員配置を必要とするもの
- ② 法人の運営・経営計画等に基づき、今後2年以上の実務（相談支援業務又は直接支援業務）を経験し、実践研修を受講する予定の者であって、実践研修修了年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定であること
- ③ 法人の運営・経営計画等に基づき、今後2年以上の実務（相談支援業務又は直接支援業務）を経験し、実践研修を受講する予定の者であって、実践研修修了の翌年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定であること
- ④ 国の規定（※）により、やむを得ない事由（県が認めた場合に限る）によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた事業所に配置された者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者
（※）「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）
- ⑤ 法人の運営・経営計画等に基づき、今後2年以上の実務（相談支援業務又は直接支援業務）を経験し、実践研修を受講する予定の者であって、実践研修修了の翌々年度以降にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定であること
- ⑥ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定であること

※同じ要件内の順位については、原則申込順とするが、法人からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置要件・研修受講要件

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



愛知県指定権者一覧

区分 \ 事業所在地		名古屋市	中核市	その他の市町村
総合支援法	障害福祉サービス事業所	名古屋市 障害者支援課	市障害福祉担当課	県障害福祉課
	指定一般相談			市町村障害福祉担当課
	指定特定相談			
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市 子ども福祉課	県障害福祉課	県障害福祉課
	障害児通所支援		市障害福祉担当課	
	障害児相談		市町村障害福祉担当課	